申 請 概 要

1 申請者

東日本電信電話株式会社 代表取締役社長 江部 努 西日本電信電話株式会社 代表取締役社長 大竹 伸一 (以下「NTT東西」という。)

2 申請年月日

平成 23 年 9 月 22 日

3 実施時期

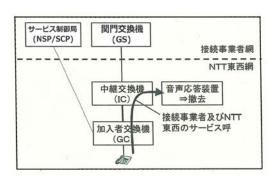
平成23年10月1日から実施。

4 概要

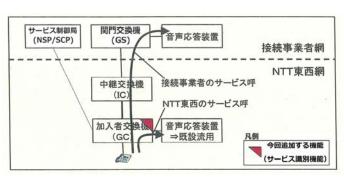
現在、NTT東西の中継交換機には音声応答装置(※)が装備されており、NTT東西の一部のサービスと接続事業者の一部のサービスにおいてこの音声応答装置が利用されている。今般、この音声応答装置を撤去し、現在この音声応答装置を利用しているサービスのうち、NTT東西が提供するサービスについては従前より存在するNTT東西の加入者交換機に装備された音声応答装置を、接続事業者が提供するサービスについては接続事業者網内の音声応答装置をそれぞれ利用するため、NTT東西と接続事業者のそれぞれのサービス呼を識別しそれぞれの音声応答装置へルーティングする機能をNTT東西の加入者交換機に追加する。本件は、以上に対応し、当該機能に係る規定を接続約款に新たに設けるものである。

(※) 音声応答装置とは、音声やダイヤル操作による発信者との対話をコンピュータにより自動で行う装置をいう。コールセンタにおける問い合わせの受付や、情報提供サービス、欠番トーキ等に利用される。

現在の接続構成



今般導入される接続構成



5 主な変更内容

現在、NTT東西の中継交換機に装備された音声応答装置を利用するNTT東西及び接続事業者のサービスに関する呼について、その接続先を指定するに当たっては、NTT東西の加入者交換機において保持されている接続先テーブルを参照している。この際、現在の接続構成においてはNTT東西のサービス呼も接続事業者のサービス呼も接続先は同じNTT東西の中継交換機に装備された音声応答装置となるため、NTT東西と接続事業者のサービス呼の識別を行わず、接続先テーブル上の同一の接続先を参照している。

一方、今般導入される新しい接続構成においては、NTT東西のサービス呼と接続事業者のサービス呼がそれぞれ異なる音声応答装置に接続されることから、NTT東西のサービス呼と接続事業者のサービス呼を識別し、接続先テーブル上の異なる接続先を参照する必要がある。

本件は、以上に対応し、音声応答装置を利用するサービスに関する呼について、NTT東西のサービス呼と接続事業者のサービス呼を識別した上で当該サービスを提供する事業者の音声応答装置に接続する機能をNTT東西の加入者交換機に追加するため、当該機能に係る網改造料に関する規定を接続約款に新たに設けるものである。

接続約款に新たに規定する網改造機能

対象		概要	算出方法
網改造料	特定サービスを	加入者交換機において、NTT東西	接続約款料金表の網改
	利用する通信を	又は接続事業者の特定サービス(音	造料の算定式により算
	識別して接続す	声応答装置を利用するサービス)を	出
	る機能	利用する通信を識別し、当該サービ	
		スを提供する事業者の音声応答装置	
		に接続する機能	

6 諮問を要しない理由

本件は、音声応答装置を利用するサービスに関する呼について、NTT東西と接続事業者のそれぞれのサービス呼を判別した上で当該サービスを提供する事業者の音声応答装置へ接続する機能をNTT東西の加入者交換機に追加するものであるが、網改造に係る費用負担については接続約款に記載されている所定の算定式に基づいて計算されるものであることから、電気通信事業法第 169 条ただし書及び情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号に基づき、情報通信行政・郵政行政審議会において諮問を要しない軽微な事項として認められたものである。